

家族増減員届のご案内

賃借人の同居者が出生により増加したとき、または死亡や転出等により減少したときに届出るものです。

【確認事項】

①出生以外の同居者の増員は、同居申請の手続きとなります。

※出生時に公社への届がない成年者を新たに増員させる場合には、住民票の確認を必要とします。

【提出書類】

○ 家族増減員届

👉 注意事項

*管理事務所または窓口センターに来所される際は、本人確認できる書類をお持ちください。

*提出いただいた書類は返却できません。

☎ ご不明な点は、「J K K 東京お客さまセンター」にお問い合わせください

J K K 東京お客さまセンター

TEL. 0570-03-0031

受付時間 午前9時～午後6時（土・日・祝日・年末年始を除く）

上記の番号（ナビダイヤル）がご利用できない方、携帯電話の無料通話分や割引サービス分をご利用の方は、03-6279-2962におかけください

※月曜および休日の翌日午前9時～10時までは電話が大変込み合いますので、お急ぎでないお客様は他の時間帯をご利用ください

